

活かしてナンボの会計

コロナの感染拡大防止策を前提とした税務調査の再開

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援もを行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. ヨーロッパとアメリカでコロナ新規感染者数が過去最多を更新中

北半球の秋が深まり気温が下がるにつれて、再び新型コロナウイルスの感染拡大が進んでいる。感染拡大の第2波がみられるヨーロッパでは、イギリスやフランスなどで1カ月間の不要不急の外出が制限される事態となっている。第3波に見舞われているなかで大統領選挙の結果が注目されているアメリカでは、11月5日の1日当たりの新型コロナウイルス新規感染者数が12万人を超え、前日に記録したばかりの過去最多を更新した。1日当たりの死亡者数も1226人に上っており、アメリカは、感染者数及び死亡者数ともに世界最多となっている。

2. 日本でのコロナ新規感染者数も再度1000人越え

日本国内における新型コロナウイルス新規感染者数も、11月5日に1038人となり、8月以来初めて1000人を超える事態となっている。東京、大阪に次いで北海道の新規感染者数が過去最多の119人に上り、都市部だけでなく、気温が低下した地域での感染の拡大が懸念されている。コロナウイルスはヒトからヒトに感染するので、咳や会話等の際に感染者の口や鼻から出るエアロゾルを吸い込むことが、主な感染ルートとされている。会食等で、換気が徹底されていれば、感染のリスクは低く抑えることが可能であるが、外気温が低下する冬では、夏のように頻繁な換気は困難といえる。

北海道だけでなく冬が早めに到来する東北でもクラスターの発生が報じられており、アメリカやヨーロッパと同様、冬に向かっての感染対策がさらに必要とされている。厚生労働省も、冬は屋内で過ごす機会が増えるため、感染リスクが高まる3密(密集・密閉・密接)が生じやすく、より意識的に室内でのマスク着用や換気を徹底することが必要だと注意喚起している。

さらに、インフルエンザとの同時流行の可能性も指摘されており、感染拡大を防ぐことは、医療崩壊の事態を防止するのみだけでなく、ヨーロッパにおいて持ち直した景気が感染拡大により再度落ち込む二番底の懸念が囁かれ始めているように、日本も感染拡大は景気の悪化に直結するとの意識をもつ必要に迫られている。

3. 税務調査の再開

日本経済新聞は、全国の税務署や国税局が新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月から控えていた新規の実地調査を10月から再開させる方向であると報じた。実地調査が行われないことが税逃れの放置につながる恐れがあることに加え、来年2月に始まる所得税の確定申告受付に備え、時期的にも10月中の再開が欠かせないと判断したとみられるとしている。

なお、国税庁が9月に公表した「調査・徴収事務における感染防止策」は、以下のとおりである。

◆調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています。

- ・検温の実施
- ・手洗い(手指消毒)の実施
- ・咳・発熱等の有無の再確認

◆出張先では、納税者等の協力を得たうえで、以下の感染防止策を行います。

- ・マスクの着用の徹底(納税者等にも協力を依頼)
- ・応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ・窓や扉を開け、定期的に換気
- ・職員の数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

当事務所に対しても、税務当局から関与先への税務調査の通知が数件あり、コロナ前の調査と異なり、感染対策に十分配慮している姿勢がうかがえる対応であった。納税者は、税務調査の受忍義務があり、原則として、その調査を拒否することはできない。しかし、コロナに感染しているとか、感染防止策をとっても感染リスクが高い場合は、調査の実施時期や実施場所、調査官への対応について、税務当局と協議する余地が十分にあると思われる。顧問税理士と相談の上、納税者の個々の実情に応じて、調査を受けるべきと思われる。